

魚津市公告第 5 号

犬の抑留について

狂犬病予防員から狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による犬を抑留した旨の通知があったので、同条第8項の規定に基づき、公告します。

令和 7 年 2 月 5 日

魚津市長 村椿 晃

1 抑留した犬の種類等

種類	性別	年齢	毛色	名号	体格	摘要
柴	雌	成犬	茶	不明	中	赤い首輪

2 抑留した日時 令和 7 年 2 月 4 日 午前 8 時 20 分

3 抑留した場所 東尾崎

4 経緯 新川厚生センター魚津支所にて保護中

5 連絡先

魚津市民生部生活環境課 （電話番号 0765-23-1004）

富山県新川厚生センター魚津支所 （電話番号 0765-24-0359）